

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【防災科学技術研究所】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10日4日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	防災科学技術研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 不要資産が無いため、該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 不要資産が無いため、該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)の記載に従い、保有財産については、本来業務に支障のない範囲内での有効利用の可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点から、その保有の必要性について見直しを行っている。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止した。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとなっている。(7,501千円の削減) ○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58,000千円の削減)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 東京事務所が無いため、該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 海外事務所が無いため、該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止した。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとなっている。(7,501千円の削減) ○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58,000千円の削減)

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 監事の他、公認会計士及び弁護士を委員とした契約監視委員会において、契約状況について随意契約事由の妥当性、随意契約から一般競争入札等への移行、一者応札・応募の改善方策の検証等の点検・見直しを実施し、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定・公表するなど、その適正化に努めているところである。平成22年度からは、入札公告に「概要」を記載、調達予定情報をホームページに公表、その他、仕様書の内容の見直し等の取り組みを実施した。さらに、平成24年度においては、メールマガジンによる調達情報の配信の拡大、複数年契約の拡大等の取組を実施した。</p> <p>※平成22年度実績  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等9,011,529千円(93.4%)、競争性のない随意契約631,669千円(6.6%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等412件(96.9%)、競争性のない随意契約13件(3.1%)</p> <p>※平成23年度実績  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等12,973,619千円(98.1%)、競争性のない随意契約253,288千円(1.9%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等314件(95.2%)、競争性のない随意契約16件(4.8%)</p> <p>※平成24年度実績  (金額ベース(単位:千円))  一般競争等17,568,476千円(99.9%)、競争性のない随意契約11,422千円(0.10%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等289件(98.0%)、競争性のない随意契約6件(2.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、防災科学技術研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。</p> <p>なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 関連法人が無いため、該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 平成25年4月より、近隣の国立大学法人等が実施している共同調達に係る協議会へオブザーバーとして参画し、現在実施中の共同調達内容及び体制等の把握と参加の可能性を検討してきた。今後は当該協議会の一員として参加し、共同調達を実施する方向で協議会との摺り合わせを行っているところ。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。  ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。  イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。  ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を実施している。  今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。  ● ア) については、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえて見直しに取り組むとともに、1つの契約内で異なる業務を含んでいる契約について、明らかに当該調達に支障を及ぼさないものは別契約とするなどの仕様要件の見直しを実施しており、イ) については、コスト圧縮と業務効率化が図られる場合には、複数年度に渡る期間を前提にしているリース契約及びレンタル契約を行うこととしており、ウ) については、同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 国の基本方針の下、自然災害全般に関する研究開発を総合的に実施する国内唯一の機関であり、他の研究機関が保有しない特殊な施設、設備等を所有し、中核的な業務で使用されている。そのため、その管理・運営は、研究者が自らの研究計画に従って行う必要があることに十分に配慮し、施設、設備等の管理・運営業務全般ではなく、それらの業務のうち、内容が比較的定型化・単純化した施設、設備の運用の支援業務等について、業務の効率化を図る観点から、可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後必要に応じ進めていく。</p>



<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を実施している。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>  <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年1月24日、閣議決定)や「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日、総務省事務連絡)等を踏まえ、関係する規程の改正を行い、役員の給与については、平成24年4月から平成26年3月まで、職員の給与については、平成24年6月から平成26年5月まで特例措置を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。  ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 当研究所の給与制度は、国家公務員の給与に準じたものとなっており、平成24年度に国家公務員の給与の臨時特例措置に準じ、給与改定を実施している。今後、「平成24年度役職員の給与水準について」の公表資料での講じる措置を踏まえ、適正な人事管理に努め、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人件費削減を行うことで給与水準の適正化を図る。事務職員の給与水準は、今後も引き続き100程度を維持する。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。  ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事の報酬については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を毎年実施し、国家公務員との比較や規程の精査など厳格なチェックを実施している。また、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会防災科学技術研究所部会においては、役員報酬規程及び役員退職手当規程の変更の都度、独立行政法人通則法第62条の準用規定に基づきそれら変更について支給の基準が社会一般の情勢への適合性の評価が行われており、法令に基づき適切に実施している。</p>

<b>② 管理運営の適正化</b>	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、中期目標期間の終了時に、収入増に見合う事業経費増等の特殊要因経費を除き、一般管理費については平成22年度に比べ15%以上、業務経費についても平成22年度に比べ5%以上の効率化を図ることを記載。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行うと記載するとともに、平成23年4月19日の文部科学省独立行政法人評価委員会における諸手当の規定状況の資料にて、法人独自の手当がないことを示している。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 国の方針を踏まえるとともに、市場調査を行うなど、今後とも適切に実施。また、新年度の実行計画の策定にあたり、役員が業務の実施状況を踏まえた今後の計画及び必要な経費についてヒアリングを実施。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 既設の内部監査基準に従い、今後とも監査・コンプライアンス室において業務を的確に実施。
<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● Eーディフェンスなどの大型実験施設の共用施設利用料については、施設維持費、実験使用料、一般管理費の受益者負担の考え方を示しており、実績を踏まえた利用料に適宜見直しをするとともに、共用施設の使用料の算定における考え方を統一するため、平成23年度に共用施設貸与規程及び受託研究費等算定基準を改正。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 平成21年度からホームページを通じて、広く寄附金を募集するとともに、平成23年3月18日に物品等の資産の受入れを対象とするため、独立行政法人防災科学技術研究所寄附金等受入規程を改正し、寄附金及び受入れた物品については、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等に活用している。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 登録された特許等の知的財産についての活用を図るために取得した特許等の情報を防災科研のホームページに公開している。また、外部からの特許権の利用相談に対応するとともに、保有特許の実施許諾を推進し、特許収入の拡大に努めている。
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 評価委員会規程を平成23年4月に改正し、今後のプロジェクト研究開発の芽となり得る独創的な基礎的研究についても新たに外部評価の対象とした。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 研究プロジェクトにおける事前・中間・事後の外部評価の結果については、研究開発に係る業務の実施に適切に反映するとともに、ホームページにおいて評価終了後に適宜公表。また、毎年の研究計画において中間評価の指摘を確認している。

No.	19	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との統合を念頭に更に緊密な連携を進める。	1a	研究プロジェクトについては、地震観測と火山観測業務を統合、地震防災フロンティア研究の廃止等を行い、第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）にて、「災害予測による防災への貢献」、「地震に強い社会基盤づくりへの貢献」及び「効果的な社会防災システムの実現への貢献」など政策課題ごとの3研究領域への重点化を実施した（運営費交付金：237百万円の削減）。また、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に、地震・津波観測監視システムに係る観測データ等の相互交換に関する協定書を平成23年3月1日に締結し、平成23年度より同協定に基づき両者の地震観測に係る伝送システムを統合して地震観測データについてリアルタイムで共有している。なお、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の対応としては、地震観測網によって得られた情報の詳細を政府の地震調査委員会等へ適宜提供、3月23日に「ALL311:東日本大震災協働情報プラットフォーム」を開設して各種地図・地理空間情報の配信や土砂災害等の災害情報等を配信、4月17日に東日本大震災に関する研究活動、取り組みなどの緊急報告会を実施するなど重点的に取り組んでいる。なお当研究所は独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）により、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して、文部科学省所管の他の4法人（物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所）と統合するなど措置を講じることとなっている。	措置済み
02 火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業						
03 気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。	1a	第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）において、Eディフェンスで震動実験をする際の相乗り実験を可能にするなど外部利用メニューを充実させることを記載。平成23年度は、Eディフェンスの余剰空間や余剰スペースを貸出し、4件の利用があり、4,495千円の施設貸与収入が得られた。	措置済み

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 事務所等の見直し	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。	1a	平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用することとしている。	措置済み
05 事務所等の見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。	1a	平成23年3月31日に廃止（運営費交付金の内数：58,000千円の削減）。	措置済み
06 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕事について、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み



No.	19	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	1	防災科学技術研究所は、「防災に関する研究開発の推進方策について」（科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 平成18年7月改訂）をはじめとする国の方針の下、防災に関する一貫した総合的研究を実施する国内唯一の機関として、災害から人命を守り、災害の教訓を生かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指すことを基本目標に研究開発を推進している。 中期目標等においても、防災科学技術研究所が担うべき研究の一層の重点化及び他機関との役割分担の明確化を図った。	
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。	1	中期計画、年度計画において、個々の研究開発について、社会のニーズに対応した明確な目標を設定して研究開発を行う旨定めており、萌芽的な基礎研究においても、社会的なニーズを踏まえ、所内の委員会において厳正に評価・審議を行い、その推進を図ることとしており、平成20年度からは、整理合理化計画の内容を踏まえて、社会のニーズの反映をより厳格化することとした。具体的には、最近の地震、風水害の激化、多様化を踏まえ、地震を起因として発生する建物の崩壊崩落、複合的な要因（地震と降雨）による土砂災害、及び気象の突発的な変化にともない発生する突風・集中豪雨による災害についての防止・監視・予測技術の研究開発課題を行うこととした。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえたとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。	1	・研究開発課題（プロジェクト研究）については、従前より外部有識者による事前・中間・事後評価を行っており、評価結果は分かりやすい形でホームページにて公開し、国民への説明責任にこたえるよう努めている。 ・平成20年1月からは、目標等の達成度合いを数値化して示し、評価の基準がより客観的かつ明確なものとなるよう見直しを図り、従来のABC3段階評定区分に替えてSABCFの5段階評定区分に改善した。評価結果の内容については、業務運営の改善その他に適切に活用することとしており、F評価のものについては廃止も含め抜本的な見直しを行うこととしている。	
4	事務及び事業の見直し	波浪等観測事業	平成19年度中に廃止する。	1	平成19年度末をもって事業を廃止した。	
6	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中に平塚実験場を廃止する。	1	平成19年度末をもって実験場を廃止した。	
7	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。	1	平成19年度末をもって施設を廃止した。	
10	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。	1	・「独立行政法人防災科学技術研究所における外部資金の活用、自己収入に関する目標について」を平成21年3月に策定した。その内容は、以下のとおりである。 ○競争的資金等外部からの資金導入による研究開発の推進 競争的資金等の採択数については、過去5年間で年平均7.6件であり、中期計画の目標の年7件を上回っている。このため、今後5年間で40件以上の採択に向けて努力する。 ○研究交流による研究開発の推進 共同研究の実施件数については、過去5年間で年平均82.6件であり、中期計画の目標の件数60件を上回っている。このため、今後5年間で480件以上の実施に向けて努力する。 ○施設貸与 研究所の大型研究施設・設備における施設貸与について、過去5年間の実績を踏まえ、今後5年間でその平均を上回る数値目標を以下のとおり定め、この目標の実現に向けて努力する。 ①実大三次元震動破壊実験施設（三木）については、12件/5年以上。 ②大型耐震実験施設（つくば）については、12件/5年以上。 ③大型降雨実験施設（つくば）については、10件/5年以上。 ④雪氷防災実験施設（新庄）については、22件/5年以上。 ○その他 ・今後とも防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発に係る特許・実用新案等の知的財産権の取得及び活用を進め、3件/年以上の特許申請を行う。また、取得したものについて、ホームページにおいて積極的に公開し、その活用の推進に努める。 ・ホームページ、広報誌などを通じて、広く寄附金を募集し、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等に活用する。 なお、本目標は、今後の実績、経済情勢及び施設の状況等を踏まえ、適宜見直しを図っていくこととする。	



11	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備等の利活用を一層促進するため、積極的な広報活動を行っている。</li> <li>・平成20年度の自己収入については、平成19年度に比べ約10%増加した。主な増加要因は、実大三次元震動破壊実験施設の施設貸与契約額が増加したためであった。</li> <li>・防災科学技術研究所の施設・設備共用等については、中期計画で目標としている利用件数を上回る稼働率での運用を達成し、今後も引き続き、施設の利活用を積極的に行い、高稼働率での運用に努めていく。</li> </ul>	
----	-------------	---------	---------------------------	---	---	--